

## 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 8 年 3 月 31 日

全国健康保険協会富山支部

支部長 毛呂 聡史

### 1 企画競争に付する事項

令和 8 年度集団健診の実施に係る業務委託

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 添付書類または企画書等に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 令和 8 年度の集合契約 A または集合契約 B もしくは生活習慣病予防健診委託契約のうち、いずれかの契約を締結しており、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 健診実施機関の自施設外の場所で、出張健診を実施した実績があること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) その他、企画競争説明書及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

### 3 契約候補者の選定

参加資格を有する者から提出された企画書等について、あらかじめ定められた企画競争評価基準に基づき採点を行い、記載された条件を満たした者を契約候補者とする。

### 4 企画競争募集要領及び仕様書等の交付日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 31 日～令和 8 年 4 月 21 日  
9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00 ただし、土・日・祝日は除く。
- (2) 場 所 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階 全国健康保険協会富山支部  
企画総務グループ 担当：土江 電話：076-431-6155（音声案内④）

※郵送での交付を希望する者は、別添の依頼書を FAX し、交付依頼を行うこと。

## 5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先 全国健康保険協会富山支部 保健グループ 担当：齋藤  
電話：076-431-6155（音声案内②） FAX：076-431-5274
- (2) 受付期間 令和8年4月10日 17：00まで
- (3) 回答 令和8年4月15日 17：00までに回答する。

※質問及び回答の内容については、仕様書等を取得した全事業者へ情報提供する。

## 6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年4月22日 17時30分
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達・受領状況が確認できる郵送方法）とする。

## 7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

## 8 その他

- (1) 当該業務の履行について全部または主体部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 全額免除
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 詳細は「企画競争説明書」及び「仕様書」による。

# 仕様書等送付依頼書

案件名：令和8年度集団健診の実施に係る業務委託

標記案件に係る仕様書等を以下の住所にお送りください。

【事業所名】

---

【担当者名】

---

【郵便番号】

---

【住所】

---

【電話番号】

---

【FAX番号】

---

依頼先

全国健康保険協会 富山支部 企画総務グループ 宛

【FAX】076-431-5274

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。